

第70期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月24日（水曜日）

午後2時（受付開始：午後1時30分予定）

開催場所

東京都大田区下丸子二丁目6番18号

当社本社会議室

郵送による議決権行使期限

2021年3月23日（火曜日）

午後5時30分到着分まで

株式会社 妙徳

証券コード TSE : 6265

CONVUM
Myotoku Ltd.

■ 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役5名選任の件
第4号議案	監査役3名選任の件
(添付書類)	
事業報告	12
連結計算書類	25
監査報告書	28
計算書類	30
監査報告書	34

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権の行使につきましては、可能な限り郵送による事前行使をご検討ください。

また、本年は株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

証券コード6265
2021年3月8日

株主各位

東京都大田区下丸子二丁目6番18号
株式会社 妙徳
代表取締役社長 伊勢幸治

第70期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきをお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午後2時
(受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社 本社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第70期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第70期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<<当社ウェブサイト <https://www.convum.co.jp>>>

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、ご出席の株主様へのお土産の提供、株主総会終了後の事業方針説明会は中止とさせていただきますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第70期期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円00銭 総額31,131,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの製品ブランド「コンバム (CONVUM)」の認知度を高め、さらなるブランド価値の向上のため、2022年1月1日をもって当社の商号を「株式会社妙徳」から「コンバム株式会社」に変更すべく、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。

主力製品である「エジェクタ式真空発生器」は、発売以来、長年にわたり「コンバム (CONVUM)」という名称で皆さまにご愛顧いただいております。この度、創業70周年を機に、業界内でご認知いただいている名称を商号とすることにより、コーポレートブランドの確立と、業界の枠を超えてより一層ご認知いただける企業を目指してまいります。

なお、本変更については、商号変更の効力発生日である2022年1月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、株式会社妙徳と称し、英文では <u>M y o t o k u L t d.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、コンバム株式会社と称し、英文では <u>C O N V U M L t d.</u> と表示する。 附則 第1条 (商号)の変更は、2022年1月1日をもって効力を生ずるものとし、効力の発生をもって本附則を削除する。
(新設)	

第3号議案 取締役5名選任の件

2020年11月30日付けをもって取締役岩元武継氏が辞任され、2020年12月31日付けをもって取締役庄瀬元洋氏が辞任され、また、本総会の終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い2名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	属性	取締役会出席状況
1	伊勢幸治	代表取締役社長	再任	13回/13回(100%)
2	佐藤穰	取締役常務執行役員 開発担当兼開発部長	再任	13回/13回(100%)
3	いずみ陽一	取締役執行役員 経営企画担当兼経営企画部長	再任	13回/13回(100%)
4	大内崇	—	新任 社外 独立	—
5	杉山達郎	—	新任 社外 独立	—

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	いせこうじ 伊勢幸治 (1965年2月3日生) 再任	<p>1986年2月 当社入社 1999年6月 当社取締役 2002年6月 株式会社コンバムコーポレーション（現当社岩手事業所）代表取締役社長 2004年6月 当社取締役 2013年3月 当社常勤監査役 2014年3月 当社専務取締役経営企画担当 2015年3月 当社代表取締役社長（現任） 妙徳韓国株式会社代表理事（現任） 妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司董事長（現任） CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長（現任） CONVUM USA,INC.取締役（現任）</p>	82,410株
2	さとうゆたか 佐藤穰 (1965年7月31日生) 再任	<p>1984年4月 当社入社 2003年3月 当社営業部部長 2003年6月 株式会社秋田妙徳取締役 2005年5月 当社開発部長 2008年4月 当社執行役員東日本営業担当 2008年8月 妙徳韓国株式会社代表理事 2009年6月 当社執行役員開発部長 2013年3月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部長 2013年3月 妙徳韓国株式会社代表理事 2015年3月 当社取締役常務執行役員開発部長 妙徳韓国株式会社専務理事 2015年6月 当社取締役常務執行役員開発担当兼開発部長（現任）</p>	15,700株

(取締役候補者とした理由)

伊勢幸治氏は、代表取締役社長、海外子会社の代表としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。また、1999年から長年にわたり当社の取締役の任務に就いており、当社並びに当社グループを強いリーダーシップにより牽引してまいりました。当社取締役として企業経営に従事し、適切に職務遂行をしていることから、引き続き取締役候補者としております。

(取締役候補者とした理由)

佐藤穰氏は、開発部門の責任者として、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。また、2013年3月から8年間当社取締役として企業経営に参画し、適切に職務遂行をしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	いざみ よう いち 泉 陽一 (1970年7月18日生) 再任	<p>2000年11月 当社入社 2008年7月 妙徳韓国株式会社監査役 2011年10月 当社営業部第1グループ長 2013年1月 当社営業部長兼第1グループ担当 2013年3月 当社取締役執行役員営業担当兼営業部長 妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司董事長 2014年3月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役執行役員経営企画担当 2016年3月 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役（現任） 2017年1月 当社取締役執行役員経営企画担当兼経営企画部長（現任） 2017年3月 妙徳韓国株式会社専務理事（現任） 妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司副董事長（現任） CONVUM USA,INC.取締役（現任）</p>	5,200株
(取締役候補者とした理由)			
泉陽一氏は、経営企画部門の責任者として、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。また、2013年3月から8年間当社取締役として企業経営に参画し、適切に職務遂行をしていることから、引き続き取締役候補者としております。			
4	おお うち たかし 大 内 崇 (1978年10月2日生) 新任 社外 独立	<p>2005年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 2010年10月 株式会社アカウンタックス入社 2016年4月 東陽監査法人入社 2016年5月 公認会計士登録 2020年4月 シンシア監査法人入社 シンシア監査法人社員（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] シンシア監査法人社員</p>	一株
(社外取締役候補者とした理由)			
大内崇氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏は過去に直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	すぎ やま たつ お 杉 山 達 郎 (1959年11月17日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 独立 </div>	1983年4月 日本光学株式会社（現株式会社ニコン）入社 2002年1月 株式会社ニコン・エシロール転籍 生産企画部ゼネラルマネージャー 2005年7月 株式会社那須ニコン出向 代表取締役社長 2010年8月 株式会社ニコン・エシロール執行役員 2015年10月 株式会社ニコン再入社 2016年5月 Optos株式会社（現株式会社ニコンソリューションズ）出向 取締役経営管理部長 2018年5月 社会保険労務士・FP事務所オフィスアライト設立 代表（現任） [重要な兼職の状況] 社会保険労務士・FP事務所オフィスアライト代表	一株

(社外取締役候補者とした理由)
 杉山達郎氏は、精密機器メーカーでの企業経営者としての豊富な経験と高い見識及び社会保険労務士としての豊富な経験と知見を、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 取締役候補者の大内崇氏及び杉山達郎氏は社外取締役候補者であります。
- 3. 当社は、社外取締役候補者である大内崇氏及び杉山達郎氏の選任が承認された場合、定款の定めに従って会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
- 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
- 5. 当社は、社外取締役候補者である大内崇氏及び杉山達郎氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役小畠光伸氏、社外監査役松本博之氏及び社外監査役川野上一春氏の3名は、本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者富田康博氏は、監査役小畠光伸氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、小畠光伸氏の任期の満了する時までとなります。社外監査役候補者友田勉氏及び社外監査役候補者牧村博一氏は、社外監査役松本博之氏及び社外監査役川野上一春氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、松本博之氏及び川野上一春氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	とみたやすひろ 富田康博 (1967年10月29日生)	1992年4月 イリソ電子工業株式会社入社 1997年3月 日本エンジニアリング株式会社入社 2004年5月 当社入社（現任） 2006年4月 当社経営管理部次長 2013年3月 妙徳韓国株式会社監査役 妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司監査役	800株
(監査役候補者とした理由) 富田康博氏は、長年にわたり経理や財務に関する業務に従事し、当社事業内容や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。それらを当社の監査において活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	ともだ つとむ 友田 勉 (1956年3月9日生) 新任 社外 独立	1978年3月 エルコインターナショナルコーポレーション(現京セラ株式会社)入社 1993年6月 同社大宮営業所所長 1998年9月 アンフェノールジャパン株式会社入社 営業部部長 2002年8月 日本オートマチックマシン株式会社入社 電子部品事業部営業部 シニアリーダー 2012年8月 Japan Automatic Machine(Shanghai) Trading Ltd.出向 中国地区電子部品担当部長	一株
3	まきむらひろかず 牧村博一 (1953年8月10日生) 新任 社外 独立	1976年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 1991年1月 同社鶴見支社長 1995年7月 同社桐生支社長 2010年4月 経営コンサルタント事務所MKビジネスコンサルティングオフィス設立 代表(現任) 2014年4月 横浜地方裁判所、小田原簡易裁判所 民事調停委員(現任) 2016年1月 小田原簡易裁判所 司法委員(現任) 2018年8月 株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィス設立 代表取締役(現任) [重要な兼職の状況] MKビジネスコンサルティングオフィス 代表 株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィス 代表取締役	一株

(社外監査役候補者とした理由)

友田勉氏は、当社事業との関連性が高い産業機械メーカーを長年経験され当社業界に精通されております。これまで培ってこられた豊富な経験と幅広い知見を有しております、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。

(社外監査役候補者とした理由)

牧村博一氏は、中小企業診断士、社会保険労務士や経営コンサルタントとして培ってこられた豊富な経験と幅広い知見を有しております、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者の友田勉氏及び牧村博一氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、社外監査役候補者である友田勉氏及び牧村博一氏の選任が承認された場合、定款の定めに従って会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、社外監査役候補者である友田勉氏及び牧村博一氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 営業の状況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による先行き不安が蔓延する中、米中間の摩擦にも緩和の兆しが見えず、経済全般の鈍化が顕著となり、厳しい状況が続きました。また、日本経済においても、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況が続き、設備投資に慎重な姿勢が見られるなど、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下、当社グループは、開発型メーカーとしての独自製品開発と、主力製品の基礎研究を強化する取り組みを行いました。また、社内システムの改善を推進し、生産効率の強化を実施しました。販売面においては、営業活動が制限を受ける中、業界を絞り込んだロボット関連製品開発と販売促進に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は2,183百万円（前年同期比95.2%）、連結経常利益は357百万円（前年同期比155.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は244百万円（前年同期比165.7%）となりました。

② 製品群別の状況

【コンバム】

世界的な設備投資需要の減少により、半導体製造装置をはじめ各種自動機での新規需要の減少と生産減によるメンテナンス需要の減少があり、当期の連結売上高は707百万円となりました。全製品に占める売上高構成比は32.4%となり、前年同期比0.1ポイント低下いたしました。

【吸着パッド】

設備投資需要の減少と設備稼働率の悪化の影響を受け、メンテナンス需要が低迷いたしました。ロボット関連業界に対しての新製品投入は拡大しましたが、当期の連結売上高は1,142百万円となりました。売上高構成比は52.3%となり、前年同期比2.3ポイント上昇いたしました。

【圧力センサ】

半導体製造装置向けの需要が減少いたしましたが徐々に回復の兆しがありました。その結果、当期の連結売上高は176百万円となりました。また、売上高構成比は8.1%となり、前年同期比0.4ポイント上昇いたしました。

【FA機器その他】

新規設備需要の減少と各種自動機の設備稼働率低下を受け、真空関連機器および真空ポンプ等の一般設備機器は、前年同期比で売上高は減少いたしました。その結果、当期の連結売上高は157百万円となりました。売上高構成比は7.2%となり、前年同期比2.6ポイント低下いたしました。

③ 製品群別売上高

(単位：千円)

	第 69 期 (自 至 2019年1月1日 2019年12月31日)			第 70 期 (自 至 2020年1月1日 2020年12月31日)		
	売 上 高	構 成 比	前 期 比	売 上 高	構 成 比	前 期 比
コ ン バ ム	746,297	32.5%	87.1%	707,326	32.4%	94.8%
吸 着 パ ッ ド	1,146,397	50.0	89.1	1,142,804	52.3	99.7
圧 力 セ セ ナ サ	177,434	7.7	64.3	176,031	8.1	99.2
FA機器その他	224,498	9.8	67.5	157,317	7.2	70.1
合 計	2,294,628	100.0	83.4	2,183,479	100.0	95.2

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は足元では、半導体関連業界への新規設備投資や生産増によるメンテナンス状況が増加傾向にあります。しかしながら、引き続きコロナウイルス感染の収束は見えず、先行き不安から設備投資に対する姿勢が未だ慎重な状況であります。日本経済においても、同様の状況となり、依然としてコロナウイルス感染症拡大の懸念を抱えた厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは引き続き「コンバム、パッドナンバー1」を目標に掲げ、真空吸着機器に特化した基礎研究と新製品開発を推し進めます。また、生産効率を考慮した自動化推進の流れによる、各種ファクトリーオートメーションへのロボット需要が増えることが予想されており、当社の真空吸着技術を応用したロボットハンドの開発と環境に配慮した電動化製品の開発による将来を見据えた取り組みを継続してまいります。

(3) 資金調達の状況

2018年1月15日付の取締役会決議に基づき、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行し、当連結会計年度中に本新株予約権の一部が行使されたことにより26,812千円の資金調達がなされました。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は149,244千円であり、その主なものは次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	73,431千円
その他（建設仮勘定）	51,586千円
その他（工具、器具及び備品）	17,519千円

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第67期 (2017年12月期)	第68期 (2018年12月期)	第69期 (2019年12月期)	第70期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高	2,614,520	2,752,064	2,294,628	2,183,479
経常利益	460,742	423,189	229,606	357,728
親会社株主に帰属する当期純利益	302,983	310,870	147,849	244,931
1株当たり当期純利益	206円87銭	205円24銭	96円40銭	157円41銭
総資産	4,833,133	4,851,247	5,034,038	5,241,407
純資産	4,195,824	4,436,405	4,581,497	4,772,841

(注) 1. 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- ① 第67期につきましては、顧客ニーズに応える新製品の開発と市場投入を行うとともに、販売促進活動と販売体制の強化を実施し売上拡大に取り組み、生産面においては、引き続き生産性向上のためのシステム導入及び改善を図り、製品原価率の低減、顧客満足度向上のための短納期生産体制の構築などに取り組んだ結果、売上高は2,614百万円、経常利益は460百万円、親会社株主に帰属する当期純利益302百万円となりました。
 - ② 第68期につきましては、顧客ニーズに対応した製品開発と主力製品及びその主要部品の内製化のための基礎研究の強化を行い、販売面においては、ロボット関連製品の販売促進に注力することで、売上拡大に取り組んだ結果、売上高2,752百万円、経常利益423百万円、親会社株主に帰属する当期純利益310百万円となりました。
 - ③ 第69期につきましては、積極的な製品開発を推進するとともに、主力製品については、基礎研究を強化する取り組みを行い、販売面においては、各種展示会への出展を積極的に実施し、特にロボット関連製品の販売促進に注力してまいりました。生産面においては、海外子会社では、現地での安定した品質確保のために品質保証部門を設置、現地市場に合わせた独自製品開発のスピードを上げるために開発部門を設置いたしました。この結果、売上高2,294百万円、経常利益229百万円、親会社株主に帰属する当期純利益147百万円となりました。
 - ④ 第70期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第69期から適用しており、第68期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の状況となっております。

(6) 親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司	280,000US\$	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売
妙 德 韓 国 株 式 会 社	100,000 千 KRW	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の製造・販売
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.	13,440 千 THB	49.6%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売
C O N V U M U S A , I N C .	300,000US\$	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売

(7) 主要な事業内容

当社は下記の空圧機器、空圧装置、関連製品及び部品等の製造並びに販売を主な事業としております。

区 分	製 品 分 類
真 空 機 器	コンバム (エジェクタ式真空発生器)、吸着パッド、フィルタ、サイレンサ、圧力センサ、真空ポンプ、真空切換弁
空 気 圧 機 器	エアシリング、電磁弁、F R L (フィルタレギュレータ) 及びその他の製品
機械 (F A 機器) 及び部品	液晶パネル等搬送用エア浮上ユニット及びその他の製品

(8) 主要拠点等

- ① 当 社 本 社 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
- ② 国 内 営 業 拠 点 全国5ヶ所
- ③ 国 内 生 産 拠 点 当社 岩手事業所 (岩手県)
- ④ 海 外 生 产 ・ 営 業 拠 点 妙徳韓国株式会社 (韓国)
- ⑤ 海 外 営 業 拠 点 妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司(中国)
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)
CONVUM USA,INC. (米国)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
男 性 90名	8名減
女 性 32名	6名減
合 計 122名	14名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員28名は含んでおりません。

- (10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,600,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,556,584株 (自己株式100,416株を除く) |
| (3) 株主数 | 1,000名 (前期末比117名増) |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊勢興産株式会社	282,760株	18.17%
伊勢すが子	126,020株	8.10%
伊勢幸治	82,410株	5.29%
いすも産業株式会社	52,000株	3.34%
光通信株式会社	45,100株	2.90%
妙徳従業員持株会	41,750株	2.68%
岡部由枝	37,700株	2.42%
M T A s i a 株式会社	36,000株	2.31%
神谷信一	30,700株	1.97%
株式会社日伝	28,000株	1.80%

- (注) 1. 当社は自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- | | |
|---------------------------------------------------------------|--|
| (1) 当事業年度末日当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。 | |
| (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。 | |
| (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。 | |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊勢 幸治	妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司董事長、妙徳韓国株式会社代表理事、CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役社長、CONVUM USA,INC.取締役
専務取締役	角野 充彦	岩手事業所長兼品質保証管掌兼製造担当兼製造部長
常務取締役	庄瀬 元洋	営業担当、妙徳韓国株式会社専務理事、妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司副董事長、CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役、CONVUM USA,INC.取締役
取締役	佐藤 積	開発担当兼開発部長
取締役	泉 陽一	経営企画担当兼経営企画部長、妙徳韓国株式会社専務理事、妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司副董事長、CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役、CONVUM USA,INC.取締役
取締役	平野 実	県立広島大学経営情報学部経営学科・大学院総合学術研究科情報マネジメント専攻教授
常勤監査役	小畠 光伸	妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司監査役、妙徳韓国株式会社監査役
監査役	松本 博之	
監査役	川野上 一春	

- (注) 1. 取締役平野実氏は、社外取締役であり、独立役員として指定しております。
2. 監査役松本博之、川野上一春の両氏は、社外監査役であり、独立役員として指定しております。
3. 常勤監査役小畠光伸氏は、経理部門を長年経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常務取締役庄瀬元洋氏は、2020年12月31日辞任いたしました。
5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岩元 武継	2020年11月30日	社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	79百万円
(うち社外取締役)	2名	5百万円
監査役	3名	16百万円
(うち社外監査役)	2名	6百万円

- (注) 1. 2006年6月23日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額2億円以内であります。また、2011年3月18日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することを決議しております。
2. 2006年6月23日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額3千万円以内であります。
3. 期末現在の取締役の人数は5名であり、取締役の支給人数には辞任した取締役2名を含んでおります。また、期末現在の社外取締役の人数は1名であり、社外取締役の支給人数には辞任した社外取締役1名を含んでおります。
4. 期末現在の監査役の人数は3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	主な活動状況
取締役	岩元武継	該当事項なし	2020年11月30日付で辞任するまでの当期開催の定例及び臨時取締役会12回のうち11回に出席するほか、月次の経営会議11回のうち10回に出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	平野実	県立広島大学経営情報学部経営学科・大学院総合学術研究科情報マネジメント専攻教授 特別の関係はありません	当期開催の定例及び臨時取締役会13回のうち13回すべてに出席するほか、月次の経営会議12回すべてに出席し、他社での企業経営並びに経営管理論を研究する大学院教授としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	松本博之	該当事項なし	当期開催の定例及び臨時取締役会13回のうち12回に出席するほか、監査役会13回すべてに出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。
監査役	川野上一春	該当事項なし	当期開催の定例及び臨時取締役会13回のうち13回すべてに出席するほか、監査役会13回すべてに出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

② 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役 2名 5百万円
 社外監査役 2名 6百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

22,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

- (注)
1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 2. 当社と会計監査との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念及び経営理念に基づき、法令遵守と企業人及び社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。そのために、経営企画担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、本内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として、コンプライアンス体制の運営状況について、法令上、定款上の問題の有無を調査し、報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

使用人が、取締役及び使用人の職務の執行につき、法令又は定款に適合しない事実があること又はその疑いがあることについて、通報を行う手段を確保するため、当該使用人が当社取締役又は使用人を経由せず直接に kontaktできる社外の第三者機関によるコンプライアンスホットラインを設置し運用する。

前段の当該使用人が通報したことによって不利益な扱いを受けることがないよう必要な手段を講ずるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役会についてその議事録を作成し、取締役はその職務の執行に係る会議体議事録その他文書を作成する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、情報管理規程を定め、取締役はそれに従って、情報の保存及び管理を行う。文書管理規程には、文書受発信の管理、重要文書の保存期間及び保存方法を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、売掛金管理規程、品質管理規程その他の業務管理規程に定める。

経営企画担当取締役は個々の企業行動のカテゴリーに応じ、常に各担当取締役と共にその発生の予防に努める。発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。監査役及び内部監査室は、それぞれの立場からもしくは協同して、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会へ報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役及び取締役の担当業務及び使用人兼務取締役の委嘱業務を決定し、個々の代表取締役及び取締役は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員及び幹部使用人を指揮監督して、その職務の執行を行う。

⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの管理については、関係会社管理規程を定め、経営企画担当取締役が統括管理を行い、個々の業務の適正については機能別に担当取締役が管理を行う。各子会社は、その自主独立性を尊重するが、経営の重要事項については事前に当社に提案、承認を得てから実行する。

各子会社は毎月、損益の結果及び資産負債の状況を当社に報告し、その内容は当社取締役会に報告される。当社グループの業務が適正に行われているか否かについて内部監査室が定期、不定期に監査を行い、代表取締役社長に報告する。この報告において指摘された管理上の問題点について、代表取締役社長はその改善、解消に努める。

監査役は、当社グループ全体の業務が適正に遂行されているか否かを監査し、そのために必要な資料の提出を個々の子会社に直接求めることができる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人にに関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は遅滞なく監査役会と協議して、監査役が要求する能力を備えた使用人を監査役の下に配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。

前号の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事考課については、監査役会の事前の承認を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその担当する業務執行につき報告を受ける。

内部監査室は、内部監査の実施及びその結果について、監査役会に報告しなければならない。

取締役は、監査役監査規程の定めに従い、当社及び当社グループに著しく損害を及ぼす虞のある事実を発見したとき、会計方針・会計基準の採用及び変更、その他重要な事項について監査役に報告をする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また、稟議書その他重要書類を閲覧することにより重要な意思決定及び業務執行状況を把握し、自らの判断において取締役及び使用人に必要な説明を求める。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、相互に知りえた事実及び情報を開示しあうことにより、監査の実効性と監査目的達成の確保を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（1）の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営方針の策定等の重要な事項を決定し、経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査役監査の他、重要な社内会議への出席等により、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等の決定につきまして、株主の皆様に対する長期的な利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に対応した安定配当を行うことを基本方針としております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,002,856	流動負債	310,216
現金及び預金	2,005,509	支払手形及び買掛金	44,488
受取手形及び売掛金	314,348	未払法人税等	87,935
電子記録債権	220,777	賞与引当金	28,952
製品	195,993	その他の	148,840
仕掛品	145,124	固定負債	158,349
原材料	93,691	退職給付に係る負債	145,408
その他の	27,813	繰延税金負債	24
貸倒引当金	△401	その他の	12,917
		負債合計	468,565
固定資産	2,238,550	純資産の部	
有形固定資産	1,709,761	株主資本	4,614,073
建物及び構築物	604,266	資本金	748,125
機械装置及び運搬具	293,915	資本剰余金	1,012,960
土地	701,876	利益剰余金	2,972,712
その他の	109,703	自己株式	△119,724
無形固定資産	68,248	その他の包括利益累計額	131,202
投資その他の資産	460,540	その他有価証券評価差額金	121,742
投資有価証券	368,854	為替換算調整勘定	9,460
繰延税金資産	5,760	非支配株主持分	27,564
その他の	85,925	純資産合計	4,772,841
資産合計	5,241,407	負債及び純資産合計	5,241,407

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,183,479
売 上 原 価	955,740
売 上 総 利 益	1,227,739
販売費及び一般管理費	887,512
営 業 利 益	340,226
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,826
受 取 配 当 金	9,143
受 取 地 代 家 賃 他	12,046
そ の う ち	5,291
	29,306
営 業 外 費 用	
売 上 割 引 損	196
為 替 差 損	1,695
不 動 産 賃 貸 費	1,635
減 価 償 却 費	7,564
そ の う ち	713
	11,805
経 常 利 益	357,728
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	274
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	210
固 定 資 産 除 却 損	1,394
	1,605
税金等調整前当期純利益	356,396
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	109,903
法 人 税 等 調 整 額	897
	110,800
当 期 純 利 益	245,596
非支配株主に帰属する当期純利益	665
親会社株主に帰属する当期純利益	244,931

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	748,125	1,002,571	2,789,767	△136,246	4,404,217
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△61,986		△61,986
親会社株主に帰属する当期純利益			244,931		244,931
自 己 株 式 の 取 得				△161	△161
自 己 株 式 の 処 分		10,388		16,683	27,072
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	10,388	182,944	16,522	209,855
当 期 末 残 高	748,125	1,012,960	2,972,712	△119,724	4,614,073

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	137,701	9,389	147,091	1,810	28,377	4,581,497
連結会計年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当						△61,986
親会社株主に帰属する当期純利益						244,931
自 己 株 式 の 取 得						△161
自 己 株 式 の 処 分						27,072
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	△15,959	70	△15,888	△1,810	△812	△18,511
連結会計年度中の変動額合計	△15,959	70	△15,888	△1,810	△812	191,343
当 期 末 残 高	121,742	9,460	131,202	—	27,564	4,772,841

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

東 陽 監 査 人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 田島 幹也 印
----------------	---------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 山田 嗣也 印
----------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社妙徳の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社妙徳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	2,620,031	流动負債	279,558
現金及び預金	1,741,364	買掛金	38,248
受取手形	54,282	未払金	31,670
電子記録債権	220,777	未払費用	67,109
売掛金	231,355	未払法人税等	85,406
製品	126,285	預り金	12,663
仕掛品	145,124	賞与引当金	25,071
原材料	75,234	その他の	19,389
未収入金	1,011		
前払費用	15,437		
その他の	9,158		
固定資産	2,205,130	固定負債	145,472
有形固定資産	1,662,485	退職給付引当金	145,152
建物	568,157	その他の	320
構築物	8,872		
機械及び装置	289,651	負債合計	425,030
車両運搬具	954		
工具、器具及び備品	44,859	純資産の部	
土地	689,366	株主資本	4,278,390
建設仮勘定	60,622	資本金	748,125
無形固定資産	64,498	資本剰余金	1,012,960
ソフトウェア	24,740	資本準備金	944,675
ソフトウェア仮勘定	18,632	その他資本剰余金	68,285
借地権	20,680	利益剰余金	2,637,029
その他の	445	利益準備金	6,165
投資その他の資産	478,147	その他利益剰余金	2,630,864
投資有価証券	358,740	別途積立金	515,000
関係会社株式	32,873	繰越利益剰余金	2,115,864
関係会社出資金	31,698	自己株式	△119,724
長期前払費用	4,042		
差入保証金	5,021	評価・換算差額等	121,742
繰延税金資産	24,644	その他有価証券評価差額金	121,742
その他の	21,127	純資産合計	4,400,132
資産合計	4,825,162	負債及び純資産合計	4,825,162

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,847,067
売 上 原 価		807,722
売 上 総 利 益		1,039,345
販売費及び一般管理費		702,643
營 業 利 益		336,702
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	294	
受 取 配 当 金	30,450	
受 取 地 代 家 賃	10,145	
そ の 他	1,446	42,336
營 業 外 費 用		
売 上 割 引	551	
為 替 差 損	2,505	
不 動 産 貸 費 用	1,549	
減 値 償 却 費	7,039	
そ の 他	633	12,279
経 常 利 益		366,759
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	109	109
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	210	
固 定 資 産 除 却 損	1,296	1,507
税 引 前 当 期 純 利 益		365,361
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105,680	
法 人 税 等 調 整 額	613	106,293
当 期 純 利 益		259,067

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	748,125	944,675	57,896	1,002,571
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己 株 式 の 取 得				
自己 株 式 の 処 分			10,388	10,388
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	10,388	10,388
当 期 末 残 高	748,125	944,675	68,285	1,012,960

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株資合
	利益準備金	その他利益剰余金				
	別途積立金	繰り利剰余金	越益金	利剰余益金合計		
当期首残高	6,165	515,000	1,918,783	2,439,948	△136,246	4,054,397
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△61,986	△61,986		△61,986
当期純利益			259,067	259,067		259,067
自己株式の取得					△161	△161
自己株式の処分					16,683	27,072
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	197,081	197,081	16,522	223,992
当期末残高	6,165	515,000	2,115,864	2,637,029	△119,724	4,278,390

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	137,701	137,701	1,810	4,193,910
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△61,986
当期純利益				259,067
自己株式の取得				△161
自己株式の処分				27,072
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△15,959	△15,959	△1,810	△17,770
事業年度中の変動額合計	△15,959	△15,959	△1,810	206,222
当期末残高	121,742	121,742	—	4,400,132

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 田島 幹也 印
----------------	---------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 山田 翔也 印
----------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社妙徳の2020年1月1日から2020年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見が一致いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

株式会社 妙徳監査役会

常勤監査役 小畠光伸 印

監査役 松本博之 印

監査役 川野上一春 印

(注) 監査役 松本博之及び川野上一春は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

〈メモ欄〉
